

佛教大学福祉教育開発センタージャーナル

# むすびめ

創刊号

2019年3月

## 「創刊にあたって」

岡崎 祐司

(佛教大学福祉教育開発センター長 / 社会福祉学部 教授)

## 情報・評論

### 「社会保障とは何か、その本質を考える」

横山 壽一

(佛教大学社会福祉学部 教授)

### 「介護保険制度改革の動向と問題点」

新井 康友

(佛教大学社会福祉学部 准教授)

## 福祉現場から

### 「良質な保育、良質な職場づくりに向けたチャレンジ

～子ども・家族・保育者を真ん中にして～」

中西 淳也 さん

(社会福祉法人大津せんだん会星の子保育園 園長)

## 実習教育

### 座談会

### 「社会福祉士を目指す学生をどう育てるか

～大学教育と福祉実践の協働～」

鳴海 賢三

(佛教大学非常勤講師、元社会福祉法人海の子学園池島寮)

介山 篤

(佛教大学非常勤講師、社会福祉法人七野会特別養護老人ホーム原谷こぶしの里)

伊部 恭子

(佛教大学社会福祉学部 教授)

[進行] 池本 薫規

(佛教大学福祉教育開発センター 講師)

佛教大学福祉教育開発センター

Welfare Education Development Center



佛教大学

## 創刊にあたって

福祉教育開発センターの情報&評論、『むすびめ』を創刊しました。福祉・保育の専門職養成教育を担う大学と、実習の受け入れと指導、職員採用と専門職育成を担う現場とを「結びつける」情報&評論という意味から『むすびめ』としました。拡大する福祉ニーズ、難しい人材確保、そのなかでのサービスの質の維持と向上、いま現場はほんとうに大変だと思います。同様に、大学も教育ニーズの高度化、生きづらさを抱える若者の増加と個別支援の質の向上、教員職員の多忙化など、けっこう厳しい状況におかれています。でも、しんどい、忙しい、とばかり叫んでいても、なにも変わりません。大変になっている課題の社会的背景とはなにかを分析的にとらえ、どのような方向で活動して行けばよいのか、打開の方向性をさぐり、このような時代だからこそ、教育のうえで大切なことはなにか、現場の人材育成で大切なことはなにかを、率直に提起し「むすびつく」、それが大切だと思うのです。とくに、「若い」学生と卒業生を支え育てるという視点を中心に編集して行くつもりです。

いま佛教大学では、「転識得智（てんじきとくち）」＝学んだ知識を生きる力へ、を教育の中心に据えています。これは、厳しい社会にがまんして適応する力ではなく、圧迫を感じ生きづらさを感じ・不安を感じる社会を変え、だれもが個人として尊重される社会を「つながって・結びついて、つくろうとする力」です。そういう意味での『むすびめ』でもあります。「転識得智（てんじきとくち）」で結びつき、ぶれない福祉の軸をつくる、それがこの『むすびめ』の仕事です。ぜひ、じっくりお読みください。

佛教大学福祉教育開発センター長／社会福祉学部長 教授

岡崎 祐司

### INDEX

「創刊にあたって」	2
岡崎祐司（佛教大学福祉教育開発センター長／佛教大学社会福祉学部長 教授）	
【情報・評論】	
「社会保障とは何か、その本質を考える」	3
横山壽一（佛教大学社会福祉学部 教授）	
「介護保険制度改革の動向と問題点」	8
新井康友（佛教大学社会福祉学部 准教授）	
【福祉現場から】	
「良質な保育、良質な職場づくりに向けたチャレンジ～子ども・家族・保育者を真ん中にして～」	12
中西淳也さん（社会福祉法人大津せんだん会星の子保育園 園長）	
【実習教育】	
座談会「社会福祉士を目指す学生をどう育てるか～大学教育と福祉実践の協働～」	14
鳴海賢三（佛教大学非常勤講師、元社会福祉法人海の子学園池島寮）	
介山篤（佛教大学非常勤講師、社会福祉法人七野会特別養護老人ホーム原谷こぶしの里）	
伊部恭子（佛教大学社会福祉学部 教授）	
【進行】池本薫規（佛教大学福祉教育開発センター 講師）	

### 情報・評論

## 社会保障とは何か、その本質を考える

横山 壽一（佛教大学社会福祉学部 教授）

### 1. 歪められる社会保障の理解

社会保障とは何か、この問い直しがあらためて重要な意味をもつ時代状況にあります。というのは、社会保障を、社会保障とは似て非なるものに置き換える動きが次第に大きくなり、それに合わせて社会保障の理解も歪められ、間違った理解が意識的に広げられているからです。その代表が「自助・共助・公助」あるいは「自助・互助・共助・公助」の組み合わせとして社会保障をとらえる政府や厚生労働省の理解です。

厚生労働省は、『2006年度版厚生労働白書』において、次のような説明をしています。

「我が国の社会保障は、自助、共助、公助の組み合わせにより形作られている。もとより、人は働いて生活の糧を得、その健康を自ら維持していこうと思うことを出発点とする。このような自助を基本に、これを補完するものとして社会保険制度など生活のリスクを相互に分散する共助があり、その上で自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準、家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公助があると位置づけられる。」

ここには、自助や共助が基本であり、それらによっては対応できない状況に対して行われるのが「公助」という理解、すなわち、社会保障はあくまで「自助の補完」であるとの理解が示されています。

こうした理解と説明は、政府の政策文書で繰り返され、やがては法律にも書き込まれるに至ります。たとえば、「社会保障制度改革推進法」（2012年）では、

社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立して生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」（第2条）と謳われ、この法律を具体化するために設けられた「社会保障改革プログラム法」（2013年）では、「政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする」（第2条）と記されました。いずれも、自助・自立が基本で社会保障はその「補完」だとする理解です。

無視できないのは、こうした理解が国民の間にも広く浸透し、疑問を持たれることなく普通に用いられ、いわば「常識」となり始めていることです。学生のレポートにも当たり前のようにこのような理解が登場するようになってきました。この変化は、きわめて深刻な事態として捉えなければなりません。なぜなら、社会保障の理解が歪められたまま広がりつつあることが何よりの問題ですが、そのことが社会保障のあり方や国民生活のあり方にも大きく影響を及ぼしつつあるからです。

### 2. 「自助の補完」としての 社会保障はなぜ間違いか

では、このような理解が受け入れられ広がっていくのはなぜでしょうか。そして「自助の補完」として社会保障を理解することはどこが間違っているのでしょうか。

私たちの暮らしは、基本的には労働して得られる賃金収入をもとに、自らの責任で住まいを確保し、生活に必要な商品を自らの責任と判断で購入し消費することで成り立っています。自らの生活には自ら責任をもつという「生活の自己責任」原則がここには存在し、それを多くの人が当然のこととして受け入れています。そして、生活が苦しくなれば、親族や友人に助けを求めたり、借金をしてやり繰りすることも時には行います。つまり、「自助が基本」だということは、多くの人々にとっては日々の生活のあり方そのものです。「自助が基本」であるとする理解が受け入れられるのは、それが当たり前のこととして日々生活している現実があるからです。

しかし、「自助が基本」であることは、現代社会にあつては無条件で受け入れられるわけではありません。自分の責任で暮らせると考えることができるのは、健康で日々働くことができること、そして働いて収入が得られること、少なくともこの二つが満たされている前提があるからです。ところが、これらはいずれも、どんな時にも誰に対しても充たされる条件ではありません。誰もが健康を損ない働けない状態に陥る可能性がありますし、健康であっても仕事に就けないことが起ります。実際にも、病気やけがで仕事を失う人、健康に問題はなく仕事への意欲や能力があつても仕事に就くことができない人が多数存在します。また、仕事に就いていても、手にする賃金だけでは生活できない人も少なくありません。

こうした現実には、いくら「自助が基本」と言われても「自助」では生活が維持できない場合があること、それは誰にでも起こりうることであることを示しています。しかも重要なのは、健康を損なったり仕事を失うことは、各人がどれだけ努力しても防ぐことができないこと、つまり、個人の努力では如何ともしがたい問題だということです。どんなに健康に気を付けていても病気を完全に防ぐことはできないし、働く意欲があり高い能力があつても企業が雇用してくれなければ仕

事には就けません。

個人の努力、つまり個人の責任では解決できない問題が存在し、しかもそれらが人々の暮らしを困難にするという現実に対して、「自助が基本」だから自分でなんとか対応しなさいといわれても無理な話です。個人の責任で解決できない問題を個人に委ねるわけにはいきません。そんなことをすれば、生活できなくなる人が多数生まれるからです。「自助が基本」の生活は、現在の社会の下では根本的な限界があり、そもそも成り立ちません。

健康を損なったり仕事を失うことが個人の責任では解決できないのは、それらが個人の力が及ばない何らかの社会的な背景や要因によって引き起こされるからに他なりません。病気は人間を取り巻く様々な環境によって引き起こされ、失業は景気の変動や企業の行動によつてもたらされます。社会的な背景や要因によって引き起こされる問題は、個人の責任ではなく、社会が責任をもつて解決を図るほかありません。

社会保障は、そうした社会の責任による生活問題の解決のひとつの仕組みです。私たちの暮らしは、この仕組みの存在なしには成り立たないといっても過言ではありません。多くの人々が日々生活を維持し、「自助が基本」であることを受け入れているのは、社会保障という仕組みが存在し、社会によつて生活を下支えする仕組みが存在するからです。病気になつても失業しても、社会保障が対応することで元の生活に戻ることができます。病気や失業に対してもすべて自分で解決しなければならない状態では、逆に「自助が基本」だという意識は生まれてきません。逆説的ですが、社会が生活を支える仕組みがあるからこそ自らの責任で生活を行うことができているという「自助」の意識を持つことができる、ということです。

以上を踏まえれば、社会保障を「自助の補完」として理解することの誤りは明らかです。社会保障は「自助の補完」ではなく「生活の基本」、あえて言えば「自助の前提」です。ただし、これだけ「自助が基本」で

あることが強調される状況のもとでは、「自助の前提」という言い方も逆手に取られるおそれがあり、慎重でなければなりません。むしろ、自らの意思で自律的に生活を営むことができるのは、社会保障による下支えが前提にあるからという言い方の方が適切だと思われます。

社会保障を「自助の補完」とする理解を持ち出し広めているのは、生活に対する社会的責任の範囲や度合いをできるだけ限定し、個人の責任へと押し戻すことで社会保障の削減を図ることが意図されているからに他なりません。実際にも、「社会保障制度改革推進法」や「社会保障改革プログラム法」は、社会保障の縮小・削減を提起し具体化を進めています。しかもその推進役として持ち出されているのが、「健康の自己責任」や「地域での助け合い」です。自助・共助が基本とする理解が、社会保障の縮小・削減にストレートに結びつけられていることが端的に示されています。

### 3. 人権保障の到達点としての社会保障

国民生活を脅かす病気や失業、その結果として生じる貧困や生活の不安定化などは社会的要因によって引き起こされることであるがゆえに社会の責任で解決されなければならないという理解が、社会の共通認識として確立するまでには長い年月を要しました。人々が雇われて働く賃金労働者として暮らし、失業による貧困を経験するようになって600年以上経ちますが、こうした認識が確立したのはほんの100年程前です。それまでは、失業も疾病も貧困も、個人の努力や意欲の不足あるいは怠惰な生活の結果として、つまり個人の責任としてみなされてきました。貧困の自己責任論です。これは、自助が基本だとする理解と一体のもので、社会保障は、この貧困の自己責任を克服して社会的責任論へと大転換を果たすことではじめて歴史の舞台に登場してきました。

この大転換に大きな役割を果たしたのは、科学的な調査による貧困の実態把握でした。イギリスにお

るC. ブースのロンドン調査とS. ラウントリーのヨーク調査がそうした役割を果たしたことはよく知られた事実です。これらの調査は、貧困ラインを設定して貧困の量的な把握を行い、貧困層が住民の3割にもものぼることを明らかにするとともに、貧困層の実態と貧困原因を具体的に明らかにし、貧困がけつて個人の努力の不足や怠惰な生活の結果ではなく、個人の努力では如何ともしがたい失業・不規則労働や低賃金、老齢・疾病によるものであることを明らかにしました。この調査結果は、19世紀イギリスで厳しく求められた「自立・自助」精神とそれを実践してきた運動がもはや破綻していることを露わにしました。そして、最も困難な状態に置かれてきた不熟練労働者たちを中心とした国による失業や貧困の解決を求める労働運動・政治運動と、貧困をイギリス帝国の基礎を脅かす問題として捉えて社会改良へと踏み出した政治勢力等によつて社会保険が生まれました。ドイツは、イギリスより一足早く社会保険を誕生させました。その経緯は同じではありませんが、背景に貧困の深刻化とその改善を求める国民の運動があつた点は共通しています。日本は、これらの国よりやや遅れを取りましたが、やはり同様の背景から社会保険が誕生しました。

貧困問題の解決は社会的責任であるとする理解は、何よりも貧困は個人の努力の及ばない要因や背景によつてもたらされることが広く認識されるに至つたことに因りますが、同時に貧困の放置は生存を脅かし人間としての尊厳を損なわせる大問題として捉え、国家の積極的な介入によつて問題解決を図ることを求める新たな思想の発展も大きくかかわっています。すなわち、人々の生存する権利を国家によつて保障するという思想であり、それまでの国家に介入させないことによる人権の保護からの新たな発展です。生存する権利、すなわち生存権は、労働権や教育権などとともに社会権と呼ばれ、国家=社会の責任によつて保障されるべき権利として登場し確立した点が最も重要な特徴です。

貧困問題への国家の介入は、同時に貧困が経済的・社会的・政治的なリスクをもたらすことへの対応でもありました。社会改良が政治的弾圧や軍事体制の強化と一体的に進められてきた歴史は、そのことを物語っています。社会保障が経済成長の手段に使われたり、国家への批判をかかわすために利用されることは、幾度も経験してきたことです。

今日では、どのような勢力も社会保障の存在自体を否定することはできません。しかし、社会保障が時代の変化に合わせて自動的に発展していくというものはあり得ません。それは、社会保障がきわめて政治的な性格を帯びざるをえない課題であるからです。人権も、社会保障も、それを求める国民の不断の努力なしには守り発展させることができないことを歴史は教えています。

#### 4. 続く「自己責任」と「社会的責任」とのせめぎあい

社会保障は、社会的責任によって生存権・生活権を保障する仕組みです。しかし、すでに触れたように、人々は自助＝自己責任による生活を求められています。いわば、自己責任の世界と社会的責任の世界が「併存」する状態にあります。実際にも、どこまでを自己責任とし、どこまでを社会的責任で対応していくのかは、はじめから明確に線が引かれているわけではありません。社会保障の歩みは、社会的責任で対応していくべき領域を押し広げていくことで発展してきた歴史でもあります。しかし同時に、自己責任を強く求め、社会的責任として承認されてきた領域を自己責任の領域へ押し戻そうとする動きがたえず存在し、実際にもそうした動きによって社会保障の領域が狭められたり水準が押し下げられてきたこともあります。

このことを踏まえて、冒頭で取り上げた「自助・互助・共助・公助」をもう一度思い返してみると、国が社会保障の説明にこの言い回しを繰り返し用い、「自助が

基本」だと強調するのは、他ならない自己責任の領域を押し広げることによって社会的責任の領域を狭め限定的なものにする動きであることが分かります。「自助・互助・共助・公助」論の本質的なねらいはこの点にあります。しかも、「共助」に社会保険を位置づけて社会保障から外し、「公助」も極めて限定したうえで「公が助ける」恩恵に貶める手の込みようで、社会保障を本気で壊そうとしていることがうかがえます。

これまでの歴史がそうであるように、社会保障は今なお自己責任と社会的責任のせめぎあいの中にあります。そして、日本ではかつてなく自己責任論からの押し戻しが強くなっている状況にあります。

#### 5. 社会保障を守り発展させるために

こうした動きに対抗していくためには、「自助が基本」「社会保障は自助の補完」とする自己責任論を、「社会保障が基本」「社会保障は自助の前提」とする社会的責任論によって、もう一度押し戻さなければなりません。そのためにも、今日の国民生活がいかに社会的な支えなしには維持できなくなっているか、それゆえ国・自治体がどれほど重要な役割と責任を担っているかを明らかにし、そうした理解による国民的な合意を広げていかなければなりません。

上述したように、多くの国民は「自助が基本」であることを受け入れています。その前提に社会保障の支えがあることは必ずしも認識していません。それだけ社会保障が当たり前の存在になっているとも言えますが、あらためて社会保障の重要性と社会保障を支えている原理を思い起こす必要があります。

私たちは、日常的には市場原理が働く世界で暮らしています。市場の世界は、支払能力がものをいう世界であり、自己責任の世界です。1000円の商品を買うためには1000円支払がなければなりません。収入が少ないからといって500円や600円にしてもらえないわけではありません。日常的に「自助が基本」だと考え

るのはそのためです。ところが、社会保障はこうした市場原理とは全く別の原理で支えられている世界です。あらゆる領域がそのとおりではありませんが、基本的には利用は必要に応じて、支払いは支払い能力に応じて行われます。したがって、収入が少ない人は1000円のサービスを500円や600円で手に行うことができるのです。それを市場の原理から見れば、不合理で不公平に見えます。そうしたことから、市場原理を貫こうとする立場から、社会保障に対して絶えず攻撃が加えられてきました。保険料を支払わないのに制度利用するのはおかしい、同じサービスを利用しているのに負担が異なるのは不公平だ、というわけです。人々が暮らす市場の世界の原理と感覚をもって社会保障の不合理・不公平を攻撃する方法は、人々に受け入れられやすいからです。しかし、市場の世界と同じ原理が適用されれば、社会保障は社会保障でなくなり解体してしまいます。

市場の世界で生活しながら社会保障の原理を理解し受け入れるのは、したがって簡単なことではありません。人々が、その必要と正当性を意識的に考え確かめ合う必要があります。社会保障を守り時代の状況に合わせて発展させていくためには、社会保障への市場原理の侵入と不断に戦い続けなければならないのです。



**横山 壽一**  
(佛教学社福祉学部 教授)

- 近編共著
- 『社会保障体制の再構築—市場化から共同化へ』新日本出版社、2009年(単著)
- 『社会保障の市場化・営利化』新日本出版社、2003年(単著)
- 『地域包括ケアとエリアマネジメント』ミネルヴァ書房、2019年(共著)
- 『医療・福祉と人権』旬報社、2018年(編著)
- 『老後不安社会からの転換—介護保険から高齢者ケア保障へ』大月書店、2017年(共著)

# 介護保険制度改革の動向と問題点

新井 康友（佛敎大学社会福祉学部 准教授）

## はじめに

周知の通り、介護保険法は1997年12月に成立し、2000年4月に施行した。介護保険法成立直前を思い出して欲しい。読売新聞社が1997年8月に実施した世論調査では、介護保険制度導入について「賛成」が76%、「反対」はわずか6%であった。介護保険制度導入に賛成する人に導入の時期を聞いたところ、「できるだけ早く」が80%にのぼり、「急ぐ必要はない」は19%であった<sup>1)</sup>。当時、多くの国民は老老介護や介護殺人などの介護問題への早急な解決を求め、介護保険制度への期待が大きかったことが分かる。しかし、介護保険制度施行後の度重なる改正により、国民の期待を裏切り、要介護者・要支援者やその家族は苦しめられた。それだけでなく、介護保険事業者や福祉労働者をも苦しめる介護保険制度改革が強行された。

本稿では、近年の介護保険制度改革の動向について紹介し、その問題点を明らかにする。

## 1. 2014年介護保険法改正

介護保険法は施行後、度重なる改正がされているが、近年で大きな改正と言えば、2014年の介護保険法の改正（以下、2014年改正法）である。2014年改正法により、すべての市町村において要支援者の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は2017年4月までに保険給付から外され、「介護予防・

日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」へ移行させた。総合事業には統一した運営基準はなく、保険者である市町村が「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」に代わるサービスとして、ボランティアや無資格者などの住民主体を活用したサービスを提供することになった。つまり、介護の仕事は介護福祉士や介護職員初任者研修修了者などの専門職員でなくてもボランティアや無資格者でもできる仕事と位置付けられ、介護の専門性が否定された。現在、介護職員は労働条件や待遇の改善を求めているが、介護の専門性が否定されると、労働条件や待遇の改善どころではなく、ますます悪化していくことが予想できる。

さらに総合事業の住民主体の取り組みを推進するため、厚生労働省は2019年3月に保険者がどのような考え方や手順で、どのようなツールを使って取り組みばよいかを解説した手引書「これからの地域づくり戦略」を作成した。この戦略には公的責任や公的財源の投入などは一切提案されておらず、地域住民による互助が強調された手引書である。持続可能な介護保険制度にするには、厚生労働省や保険者が責任をもって取り組むべきであり、地域住民に任せる時点で持続不可能な介護保険制度である。

そして上記の通り、要支援者の介護保険サービスの一部が「保険給付」から「総合事業」に変わった。「給付」は義務であり、予算が足りなくなっても給付は行われるが、「事業」は事業費が不足すると、事業を打ち切ることができる。つまり、もし仮に要支援者が総合事業で保険給付と同様のサービスを利用することができ

て安心していても総合事業ではサービス受給の権利性が欠落しているため、いつサービスが打ち切られても反論できない状況にある。

また、厚生労働省によると、特別養護老人ホーム（以下、特養ホーム）の入所待機者は2009年12月には約42万人いた。さらに2013年10月には約52万人となり、入所待機者は4年で約10万人増加したことになる<sup>2)</sup>。そのため、2015年4月より実施された特養ホームへの入所条件の厳格化により、特養ホームへの入所条件がこれまで要介護者であった者が要介護3以上の者に限定された。これにより入所待機者は2016年4月時点で、約36万人までに激減した。

さらに介護保険制度の利用者負担は制度導入時から1割負担であったものが、年金収入で年間280万円（年間所得では160万円）以上の第1号被保険者の利用者負担が2割負担に引き上げられた。同時に、特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイの利用者に対して、食費や居住費を軽減する補足給付が見直され、支給要件が厳しくなった。

高齢者は結局、高い介護保険料を支払っても希望通りの介護保険サービスは利用できず、特養ホームなどが「終の棲家」にならず、経済的負担ばかりが増える結果になった。

## 2. 2017年介護保険法改正（地域包括ケア強化法）

2017年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下、地域包括ケア強化法）」が成立し、その多くが2018年4月に施行された。この法律は、介護保険法、障害者総合支援法、社会福祉法、医療法などの31の法律が一体的に改正された。

今回の地域包括ケア強化法には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「制度の持続可能性の確保」の大きく2つのポイントがある。

まず「介護保険制度の持続可能性の確保」に関し

ては、利用者負担の見直しが行われ、2014年改正法による2割負担導入に引き続き、今回は現役並み所得者へ3割負担の導入を行った（2018年8月施行）。高齢者の自己負担増により介護保険サービスの利用抑制が起こっている。

そして「地域包括ケアシステムの深化・推進」に関しては、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、医療介護の連携の推進や介護医療院の創設、地域共生社会の実現などがある。地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、共生型サービスの創設がある。共生型サービスは『我が事・丸ごと』地域共生社会」構想が土台となっている。この構想は、貧困、高齢者・障害者の介護、子育てなどの地域のさまざまな生活課題を住民一人ひとりが「我が事」と考え、地域社会で「丸ごと」対応していく構想である。この構想では、本来は行政が責任をもって対応すべきことを住民主体と強調されており、公的責任の後退である。

保険者機能の強化としては、厚生労働省は自立支援・重度化防止に向けた取り組み状況に応じて、保険者に財政的インセンティブ（報奨金）が付与されることになった。この財政的インセンティブとして「保険者機能強化推進交付金」という財源が確保された。財政的インセンティブは、各保険者の「努力を評価する」仕組みではなく、いかに厚生労働省の提案に取り組んでいるかどうかを評価するものである。そのため、多くの保険者が介護保険財源に苦しんでおり、少しでも多くの報奨金を獲得するために厚生労働省の言いなりになることが分かる。その取り組みの一例が介護保険制度からの強制的な「卒業」である。

## 3. 介護保険制度からの「卒業」の強制

安倍晋三首相は2016年11月10日の第2回未来投資会議で、「これからの介護は、高齢者が自分でできるようにすることを助ける『自立支援』に軸足を置く。

本人が望む限り、介護が要らない状態までの回復をできる限り目指していく」と提案した。つまり、国が示す「自立」とは「介護が要らない」状態であると宣言した。

しかし、すべての要介護者・要支援者がリハビリを受ければ、介護が要らない状態になるとは限らない。リハビリを受けて要介護・要支援状態が改善・現状維持できる者もいれば、リハビリを受けても現状維持も難しく、状態が悪化していく者もいることは推測できる。そのため、「自立支援」の名のもとに介護保険制度からの強制的な「卒業」は問題である。そして、大阪府大東市が行った介護保険制度からの強制的な「卒業」により、糖尿病の既往歴がある要支援1の男性（70代前半）は半年後に要介護5になり、足の血管が詰まり、両足の指先は壊死して、切断し、寝たきりになったという報告もある<sup>3)</sup>。厚生労働省が推し進める「自立支援」は、介護保険財源を持続可能にするためのものであり、当事者不在で自立が議論されている。

#### 4. 制度創設に関わった厚生官僚からの批判

度重なる介護保険法が改正される中、介護保険制度創設に関わった2名の元厚生官僚が2014年介護保険法改正後に批判している。

「介護保険の生みの親」とも言われている堤修三（元厚生省・老健局長）は「保険料を納めた人には平等に給付を行うのが保険制度の大前提」としているが、「2015年改定や財務省の給付抑制路線の提案では、この前提が崩れつつある」と危惧している。さらに要支援者の訪問介護などを市町村の事業に移し替えたり、補足給付の資産要件を導入するなどは、保険制度からいえば全くの筋違いで、「団塊の世代にとって介護保険は『国家的詐欺』となりつつあるように思えてならない<sup>4)</sup>」と批判している。

さらに介護保険制度の創設業務を担当した増田雅暢（1994年厚生省高齢者介護対策本部事務局補佐）

は以下のように述べている。「自立」とは「介護が必要な状態になっても、介護サービスを利用しながら自分のもてる力（残存能力）を活用して自分の意思で主体的に生活することができること」である。つまり「自分の意思で主体的に生活できること」が自立である。「自立」の概念を細かくみれば、身体的自立とともに、精神的自立を含むものである。決して、介護サービスを利用しないで済むことを「自立」として、介護保険制度の目的に掲げているわけではない<sup>5)</sup>。

以上のように、介護保険制度創設に関わった元厚生官僚が見ても近年の介護保険法改正の内容については目に余る内容になっていると言える。そして、介護保険制度創設当初と近年の介護保険法改正の「自立」の解釈がかなり変質した内容になっていると言える。

#### 5. 再開した社会保障審議会介護保険部会

厚生労働省は2019年2月25日、社会保障審議会介護保険部会を開催し、次期介護保険法改正に向けた議論をスタートさせた。次期介護保険法改正は、2021年度からはじまる第8期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に議論が進められた。

2022年から団塊の世代が75歳以上に到達しはじめ、2025年には、すべて後期高齢者となる。その後2040年にかけて、高齢化のスピードは鈍化するが、現役世代が急速に減少する。そのため、介護保険財源が厳しくなるとともに、実際に介護サービスを提供する介護人材の確保も難しくなることから、介護保険部会では「介護保険制度の持続可能性」が重要なテーマになってくる。

そのため、介護保険部会の委員からは、現役世代の負担・企業の負担が限界に来ているという意見が出され、「給付と負担の大胆な見直し」の必要性が強調された。支え手を増やすために、第2号被保険者の範囲を40歳以上から30歳以上、20歳以上と引

き下げることや、給付の対象を「重度者に限定することなども今後検討テーマとして挙がってくるのが予想できる。

#### おわりに

NHKの調べでは、2010年から2015年の6年間に、介護殺人の事件が、未遂や傷害致死などを含め、少なくとも138件起きている。日本では介護殺人が2週間に1件起きていることになる。そして取材を通して、介護保険制度の利用状況が判明した67件のうち、4分の3にあたる50件は介護保険サービスを利用していたことも明らかになった<sup>6)</sup>。まさに介護保険制度は機能しておらず、介護保険制度は、制度創設当初から一貫して国民の期待を裏切り続けていると言える。

そこで、次期の介護保険法改正に向けて、間違った「自立観」ではなく、また介護保険制度からの「卒業」の強制ではなく、人権・生存権保障の視点から、誰もが要支援・要介護状態になっても安心して暮らせる「要支援・要介護状態になる権利」を主張すべきである。その実現のために公的介護保障の構築を求めていくべきである。

注

- 1)「読売新聞」朝刊、1997年9月15日付
- 2)「朝日新聞」朝刊、2014年3月26日付
- 3)大東社会保障推進協議会・大阪社会保障推進協議会(2018)「介護保険「卒業」がもたらす悲劇」日本機関紙出版センター
- 4)「シルバー産業新聞」2015年11月10日付
- 5)増田雅暢(2016)「逐条解説・介護保険法」法研
- 6)NHKスペシャル取材班(2017)「『母親に、死んで欲しい』介護殺人・当事者たちの告白」新潮社

#### 参考文献

- 伊藤周平(2018)「社会保障入門」ちくま新書  
岡崎祐司・福祉国家構想研究会(2017)「老後不安社会からの転換—介護保険から高齢者ケア保障」大月書店  
医療・福祉問題研究会(2018)「医療・福祉と人権—地域からの発信」旬報社



新井 康友

(佛教大学社会福祉学部 准教授)

#### ■近編著

『北東アジアにおける高齢者の生活課題と社会的孤立』クリエイツかもがわ、2019年(編著)

## 良質な保育、良質な職場づくりに向けたチャレンジ ～子ども・家族・保育者を真ん中にして～



中西 淳也 さん (2008 年度卒業)  
社会福祉法人大津せんだん会星の子保育園 園長

### 園長という仕事

本法人が運営する保育園の日々の運営管理を行っています。大切にしていることは、まず子どもたちへ質の高い保育を届けるよう努めること。次に、すべての職員にとってもここが良い場所であるよう、職場としての質を高めること。そして、それを通じて社会に貢献していくことです。換言すれば、日々の私たち職員の仕事がその貢献につながりますから、そのバックアップや仕組みづくりをしていくことが仕事のメインと考えています。

保育園は女性が9割を超える職場ですから、以前は結婚・出産等で退職が少なくありませんでした。その中で、保育者と話し、自分の目で確かめ、どのような仕組みがあれば働きやすいのかを検討してきました。すると、私たちに一番大事なことは、特別な何かというよりは、日常的に毎日取り組む仕事の内容をどう工夫するかということが見えてきたのです。

日本の福祉職場においては、必要以上に手間をかけすぎる傾向があるように思います。日々のレポートや保育計画の内容や構成、また時間の使い方を組織的に少し見直すだけでも、随分と業務量が省力化できることがわかりました。保育の質を日々向上していくというプラスへの取り組みをしながらも、必要以上のものはしなくても済むようにというマイナスの工夫を進めてきました。

### 保育方針について

①一人ひとりの子どもを大切に、②子どもたちのより良い今と未来につながる生きる力を育てる、という2つを大きな方針に掲げています。

一般的に保育園は集団の場ですから、0、1、2歳児であっても、みんなで一緒にごはんを食べて、みんなで寝て、みんなでトイレに行っていく形をイメージされるかもしれませんが、それはこの年齢の子どもたちにとって、本当に一人ひとりを大切にすることになっているのか。子どもたちの生理的な欲求は、もっと大きな年齢であれば自分である程度調整できるかもしれませんが、0、1、2歳は生理的な欲求に正直な時期です。そのため0、1、2歳の保育を一斉活動で行うことに対応できる子どもの方が実は少ないように思うのです。

情報収集してみると、起床時間、朝食時間は同じクラスの子

どもの中で2時間半以上の開きがあるということがわかりました。そうであれば、全員で同時刻に食事や午睡をするというよりは、個性を大切に保育実践が具体化されました。一人ひとりの生理的な欲求にあわせて食事、午睡、排泄をするという考えです。

また、0、1、2歳に関しては、育児担当制をとっています。子どもと特定の保育者が信頼感を育んでいくことを重視しました。同じ保育者が子どもを見続けることで、その子へのより深い支援が可能となります。これが本園における保育実践の一つの大きな特徴だと思います。

保育実践において重要なことはたくさんありますが、やはり、子どもにとって「優しい場所」でありたいと思います。例えば、アフォーダンス的な環境を整えていくというのも、子どもの主体的な行為の可能性を見出だしていくという良さだと思います。また、保育者との関わりの面でも、叱るとか怒るというよりは、その子の自己肯定感を支えるという面も含めた、子どもにとって「優しい場所」でありたいというのがいちばん大きなところだと考えています。

### 保護者支援の重要性

子どもにとって何がいちばん大切なのかを考えていく上では、保育園と保護者はパートナーだと思っています。利用契約という関係上にはありますが、肩を並べて両輪でやっていくような関係性だと思っているので、情報を共有していくことを大切にしています。

この地域は、福祉的ニーズが強い地域でもあります。児童虐待、子どもの貧困問題等がたいへん身近にあります。そのため、日々の業務の中においても、そうした課題を抱えた保護者の方への様々な支援が必要になってきます。その点では、自分が社会福祉学部で学んだことが大変プラスになっていると思います。

今年から充実させ始めたプログラムに「子育てひろば」があります。地域の子育て家庭向けのもので、これまでは月1回の実施でしたが、現在は週2回実施しています。これは法人独自の社会貢献活動として行っています。一般的な子育て支援事業はイベント型のものが多いのですが、私たちの「子育てひろば」は、子育て家庭にとってもっと身近な「暖かい居場所」にしていきたいと考えました。

この事業を始めた時に、私がスタッフと話していたことの中に、子育て支援の最終目標は「支援がいなくなるんじゃないかな」ということがありました。職員は最初、よく理解できていなかったようですが、半年ぐらいて「あのとき先生の言ったことがよくわかりました」と言ってくれたことを覚えています。当初、相当な頻度で来ていた親子が、最近あんまり来なくなった。「それは、ここでつながりができて、ここ以外の居場所ができたということなのですね」と。このように、子育て支援の最終目標は、その支援が必要なくなることなのだと思います。

先ほど、この地域が福祉的ニーズの強い地域だとお話しましたが、大津市における主要な相談窓口としては、児童相談所のほかに、子ども家庭相談室があります。例えば近隣から虐待の通告が入った場合には、子ども家庭相談室から園のほうに状況伺いが来たりします。その後、関係機関とも定期的にケース会議等を行いながら支援をしていくのですが、このケース会議が10年以上続くケースがあります。かつて本園に通っていた子どもが中学生になってもつながっているケースもあるのです。

### 組織運営上の工夫

仕事上の苦労はたくさんありますが、多くの職員を抱えている法人なので、みんなでちゃんと同じ方向を向いてやっていくというところに心を砕くことを一番大事にしています。

園の掲げる理念の具体化、日々の業務をどう支えていくかということに心を砕き続け、サポートし続けるということが最も大切にしている部分です。ミーティングへの参加など確かにスケジュール的には大変にはなりますが、そこを飛ばしてしまうと、あとあともっと大変なことになる可能性もあると思っています。

また職員自身がやってみたいことにチャレンジできる環境づくりを意識しています。例えば子どもの遊びの環境について関心があるという人であれば、同じテーマに関心のある人たちとつながっていけるような機会も作れるように、日々いろんな工夫をしながら取り組んでいるところです。

やはり保育の主体は、保育者だと思うのです。「子どもの主体的な学びを作っていく主体は保育者」という位置づけを大事にしたいと思っているので、保育者の学びの支援ということで、園内での研修もたくさん行いますが、園外研修も大切だと考えています。いくつかの保育関係団体に所属させてもらっているので、そこで出会った仲間と交流して、県外の保育園さんに見学に行ったり、僕たちの園にも誰かが遊びに来てくれて、いろんな形で交流したりしています。

また滋賀県内では、今いくつかの有志の園で保育の実践交流をしています。お互いに保育を公開しあいながら、相互に学びあっています。視察のあとランチミーティングをして、そこで意見交換する機会も設けています。

私たちの園では、いわゆる「人事考課」として個々の保育者をチェックするような制度を設けていません。保育については数値化することは非常に難しいところがあると思っています。

自分たちで実践を振り返りながら保育を掘り下げたり、研究的な視点で考えたり、他の園の人が遊びに来てくれたときに、「いい意味ですごだね」とか「これはすてきだね」と言ってくれることが励みになったりもしています。第三者からの客観的な感想も保育者にとったら大きいのかもしないですね。

### 保育の魅力

これだけ毎日、0歳から6歳の子どもたちと一緒にいる時間がある場所ってここしかないと思います。加えて、この年齢は「人生の根っこ」を育てていく時期だと思っています。子どもたちが大人になった時には、私たちのことは覚えていないかもしれませんが、私たちが日々、その子に傾けてきた愛情とか、保育環境を構成していくための工夫とか、そういったものは目に見える形には残らないと思います。それでも目に見えないところを育んできたということに対して、自分たちなりにポリシーを持って、やれることをきちんとやるのがいちばん大切だと思います。

保護者から感謝されることも、もちろんうれしいことですが、その一歩先に行って、実際には目に見えにくいことに対して私たちが情熱を傾けてきたというようなことが、私たち自身のやりがいにつながったら、一番すてきだと思います。そうやって日々、「終わりが無い努力」を積み重ねていくということが、一つの魅力でもあるかなと思います。

子どもが変われば、環境も変える必要がでてきます。日々、子どもに向き合い続け、自らも高め続けることができるというのが、子どもと関わるうえでの最も大きな魅力なのかもしれないですね。

### 今後の目標

いろんな人に保育のすばらしさを知ってほしいし、子どもにとってこの時期大切なことは一体何なのかということについて、もっと社会的に認知されるような、そういった社会を創っていくために、私たち現場なりにできることを日々続けていくことです。そうする中で、「子どもってすばらしいよね」、「子どもにとっては、こういうことが大事なんだよね」と、より多くの人に感じ・考えるきっかけになれば良いと思っています。

今の日本は、子どもに対して少し冷たい社会になってきているように感じます。子どもにとってあたたかい社会になっていくように、現場で自分にできることを日々着々としていきたいと思っています。社会は必ず少しずつは変化をしていくと思っていますので、そこに情熱を傾け続けていきたいというのが大きな目標です。

実習教育  
座談会

# 社会福祉士を目指す学生を どう育てるか

## ～大学教育と福祉実践の協働～

佛教大学社会福祉学部の学生の多くが、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士などの社会福祉専門職を目指しています。

また、多くの卒業生が福祉現場で活躍しています。

福祉教育開発センターでは、学部とともに、実習教育・指導のほか、資格取得に向けた幅広い教育事業を行っています。

創刊号ということもあり、学部教育の重要な柱の一つである実習教育をテーマにした座談会を企画しました。

今回は社会福祉士の実習教育に絞り、社会福祉士を目指す学生に対して、大学(教員)と福祉現場(職員)は何を、どのように伝え、どのような専門職に育てていくのかについて、参加者の皆さんのこれまでの経験をもとに語り合います。



**伊部 恭子**

佛教大学社会福祉学部 教授

**鳴海 賢三**

佛教大学非常勤講師、  
元社会福祉法人海の子学園池島寮

**介山 篤**

佛教大学非常勤講師、  
社会福祉法人七野会  
特別養護老人ホーム原谷こぶしの里

[進行]

**池本 薫規**

佛教大学福祉教育開発センター 講師

### きっかけは印象深い出来事や 人との出会い

**池本 薫規** 自己紹介を兼ねて、福祉現場との出会いについて教えてください。

**鳴海 賢三** 小学生の頃、友達が児童養護施設に入所したり、親戚が施設職員として戦災孤児の収容に関わっていたり、戦災孤児や児童養護施設が身近な関心事としてありました。

中学生になって、児童養護施設の人と同じクラスになったのですが、なかなか話してくれず友達になれなかったのです。児童養護施設で育つということはどういうことなのだろうという関心もありました。また、非行、貧困、母子家庭、知的障害など様々な境遇の生徒がいましたが、「教育は素晴らしい仕事だ」と言っただけでとても情熱的に取り組んでくれた担任と出会い、教師になろうと思ったのです。

高校に入って、高校生集会に参加する中で差別や貧困といった社会問題に非常に関心を持つようになりました。その後、小・中学生頃の経験や高校を中退した友人のこと、自分自身が何のために生きているのか悩んだことから、教師よりも福祉や中学生の思春期と一緒に歩む生活指導のような仕事がしたいと思って、福祉系の大学を目指したのです。

大学時代に一番衝撃的だったのは、全国障害者問題研究会サークルが主催したびわこ学園の映画「夜明け前の子どもたち」です。理論はわかっていなかったのですが、「人間とは何か」、「人として生きる」、「どの子どもも発達する可能性がある」ということ、そこにおける職員の献身さや葛藤、福祉労働とは何かを考えさせられました。

また、児童養護施設・松風荘園長の積惟勝(せきこれかつ)先生の講演や本を通して、子どもたちが生き生きと子どもたち自身で生活をつくり、職員は子ども達と一緒に人生を重ねようとする実践を知り、中学生のときに出会った施設の友達との違いは何なのだろうかと思いました。そして、こういう現場で働きたいと思い、水上生活の子どもの施設である海の子中学寮(現・池島寮)に就職しました。福祉現場に入っただけ

らは必死に勉強しましたし、全国養護問題研究会での経験、学びも大きかったです。

在職中から大学での非常勤講師、福祉現場での実習指導者もしながら定年まで勤めた後、さらに福祉現場で働く人たちを育てたいという思いから教員を続けました。

**介山 篤** 島根県の過疎と高齢化が顕著な町で生まれ、同居の祖父母に遊んでもらいながら育ちました。教師になりたいという小学校からの夢があったので、高校卒業までは福祉のことは考えていなかったのですが、姉が福祉の仕事に就こうとしていたことや祖父に介護が必要になったことがきっかけとなって、福祉を学ぶことになりました。

高齢分野を選んだのは、過疎で高齢化率の高い故郷にいつか帰ることになった場合に、自分が学んできたことが役に立つのではないかと考えたからです。

鳴海先生のように学生時代にしっかり勉強したり、本を読んだりという経験が私には少ないのですが、高齢者福祉施設でのアルバイトを通して、様々な高齢者と関わり、一緒に日々を楽しむという経験を重ねました。その経験があったので、就職した際に福祉現場には割と入りやすかった覚えがあります。

人はいつか亡くなりますが、亡くなるまでにどう生き抜くのか、そこで私に何ができるのか。ここに魅力を感じて、今の仕事を続けています。

**伊部 恭子** 私もふりかえてみると、福祉現場、福祉に関わる出会いがいくつかあったように思います。北海道出身なのですが、人が生まれ、亡くなること、生老病死に関することが地域や暮らしのなかで割と身近にありました。小児がんであることをおそらく知らないままに亡くなった友達がいたり、家族に会いたくても会えないお年寄りがひっそりと亡くなられた場面に出会ったり。今でも悔やまれるのは、自ら命を絶った友人に、私は何もできなかったことか。

そういう中で、「人が自分らしく生きる」とは何か、生きづらさや困っていることを誰に言えばいいのか、助けてと言える人はどこにいるのか、その声をどうすれば聴けるのかということに関心を持ち、そういう声を聴ける人になりたいという思いが根底にあります。





**介山** 学生のときに生存権を脅かすような生活環境が著しく不十分な自宅を訪問して、かなりの衝撃を受けたことがあります。まさに伊部先生の言われたように、これが「人が自分らしく生きる」暮らしなのかと思ったのです。この経験もあって、その人らしさを尊重する理念をはっきりと掲げている今の法人に就職しました。

## 事前学習でしっかり学びを積み上げていく

**池本** 社会福祉に関心を持ったり、学ぼうと思ったきっかけや動機を学生に尋ねると、皆さんと同じように、生まれ育った家庭や地域での出来事、学校やボランティアでの経験などがとても多いように感じます。一方で、夢が描けなかったり、将来に不安を抱えている学生も少なからずいるように思います。このような学生たちと向き合ううえで、これまで大切にしてきた実習教育・指導の視点・方法はどのようなものですか。指導経験を重ねる中で変わったこと、変わらず大切にしていることを教えてください。

**鳴海** ゼミ生との個別面接が重要だと思います。実習への動機や学びたいことなどを自分の言葉で私に伝えてほしいのです。しっかりと言語化させることが、学生のニーズに応じた指導を始めるうえでとても大切です。

対象者の暮らしや人生、そこでの家庭問題や生活問題などを理解し、社会福祉、ソーシャルワークとは

何か、社会福祉士、ソーシャルワーカーとはどのような専門職なのかを考え、そして価値や倫理を追求していく。これらを理解しておかないと、実習では技術的なことを学ぶだけで終わってしまいます。学生個人の人生観や価値観と専門職の価値観は必ずしもつながらないので、学生にレポートを書かせながら討論しています。ただ、実際は時間が足りないこともあってなかなか難しいのですが。

それを踏まえたうえで、施設に入所する子どもや家族の辛さや苦しみ、悲しみなどをリアルに学びます。学生たちには、「入所してよかった」と子どもたちが自己肯定感を持てるような実践について知ってもらい、私自身の職員経験も話してこの仕事の素晴らしさを伝えています。

また、社会的養護を巡る状況が大きく変わってきている中で、法律や制度、施設運営指針などを理解しておかなければならないことを伝えたくて、レポートを課します。この指導がとても大変なのですが、しっかり学びを積み上げた学生はやはり実習目標がはっきりしていますね。

事前学習においては、実習計画をどれだけ具体的なイメージとして持つことができるかが重要です。実習で何を知り、何を聞き、何をしたいのか、子どもに何を伝えたいのかを考え抜く作業。これが実習計画書作りだと思うのです。作成には大変苦労しますが、しっかり焦点が絞れた計画書ができた学生は、実習中の指導が楽に感じます。それに、実習計画書が具体的であると実習指導者にもわかりやすいですし、福祉現場と協働していくうえで大切だと思います。

最近、心身状態がすぐれない、アルバイトが忙しくて個別指導が十分にできない、動機が非常に漠然しているといった学生が出てきています。心身状態がすぐれない場合は福祉現場と協働することでフォローできますが、実習意欲や対象者の置かれた現実と対象者の思いが漠然としている学生への指導は、とても難しくなっていると感じています。実習でも職員との関係を取ることや、支援場面で職員の意図する支援の流れに乗れず躊躇している学生が見られます。学生は職員から「今何をしたらよいか考えて動いてくださ

い」と言われます。

これまで、実習で出会った職員に共感して就職した学生が多かったです。その人たちに共通するのは、職員集団の一員としての立場、職員との一体感のある実習内容があったことです。実習中、職員との関係や支援場面での自己覚知、チーム支援を考察できるように指導しますが、これは事後学習の振り返りでも、その実習生の重点課題として考察できるようにすることが必要だと思います。

## 学生の思いに耳を傾けアセスメントする

**介山** 私は大学の非常勤講師、福祉現場の実習指導者の両方の立場で学生と関わっています。福祉現場での実践経験を教育現場で学生に伝えたいという点では、鳴海先生と似ています。教員の立場から言うと、学生は実習に取り組みながら、ソーシャルワーカーとケアワーカーそれぞれの役割とは一体何なのかという点に悩んでいるように感じます。実習指導者がどちらの役割を中心に教えるようにしているのかによって、実習計画書の内容が変わってきますから、実習計画書が絵に描いた餅にならないよう学生の思いを聞きながら指導しています。

一方で実習指導者としては、実際に福祉現場ではどんなことが起きているのか、実習生に対して包み隠さずできるだけ多くのことを伝えるようにしています。実習計画書や事前オリエンテーションで学生が語る内容に合わせて、条件さえ整えば何でもさせてあげたいと思っています。それだけ実習計画書は大切です。

私が学生時代に実践から学んだように、福祉現場の中で何かを感じ取り、考えられる学生であってほしいです。それだけに、動機が曖昧であったり、感受性が乏しい学生にはとても苦労します。そういった学生に対しては、より丁寧に学びを掘り下げていく指導に切り替えないといけません。そのためにも、教員が学生をしっかりとしてアセスメントしないとダメになってきていると思います。

**鳴海** 教員が学生をアセスメントすることについては、私も実習指導者から言われますよ。

**池本** 実習指導者は学生と初対面ですが、教員は学生とゼミで関わってきているわけですから、教員には学生をどう見ているのかを実習指導者に伝える役割がありますね。

**鳴海** 教員がよく知っている施設であると、その理念や事業展開、職員のことがわかっているので、学生に具体的に紹介してあげられます。これも教員の重要な役割です。

## 学生の変化と成長を信頼する一緒に考えてじっくり取り組む

**伊部** そうですね、私も共感します。そして、教員が学生の実習に関するニーズや学びたいことなどを理解するだけでなく、実習生同士も1年間同じ仲間として学び合っていくわけなので、実習ゼミ全体が成長していけるような関係性をつくっていったらと思います。

自分の気持ちを言語化することが苦手な学生、相手に伝えるための言葉を吟味することが難しい学生、自分の考えを言うと周りにどう思われるかを気にする学生などもいるので、ゼミが始まってからしばらくの間は、自分の思っていることが自由に言えるような雰囲気になるよう心がけています。



本当は、最初から学生に様々なことをどんどん伝えていきたいし、毎回課題も出したいのですが、それを前面に出しすぎて学生との距離感が広がってしまったという苦い経験があります。最初はゆっくり進めていくと、学生の気持ちがほぐれてくるので、そこから少しずつギアを上げていくというイメージで一緒に学んでいけるように心がけています。

事前学習の期間がとても短いなかで、学生の気持ちをほぐし、自己覚知を支えつつ、様々な課題に取り組み、施設と連携しながら個々の学びのニーズを明確にして実習計画書を作成していく。これは本当になかなか大変ですが、教員は学生の変化と成長を信頼しなければならないと思っていて、一緒に考えてじっくり取り組んでいきたいですね。

それでも、毎年いろいろと悩みます。鳴海先生はじめ、同じ領域の先生方と情報交換しながら私も学び、「これはいいな!」とヒントをいただいて、取り入れています。

**鳴海** 言語化するという事は、対人関係において一番大切なことです。学生は職員に対して、その日の実習で感じたことや困っていること、やってみたくいことを言えばなりません。職員に聞いてみたいことを整理して、まとめていけるようになる。これはゼミでの訓練ですね。

**池本** 「教員は学生の変化と成長を信頼しなければな

らない」という伊部先生の指摘は、とても大事です。

**鳴海** 私から見て不安に感じた学生であっても、4年生で成長するかもしれないという期待はありますね。私が実習指導者だった頃、実習計画書の内容が期間中に学べなかったときは、ボランティアとして誘ったり、学べる時期に遊びに来るように伝えたりして、実習とは別の機会を作って、実習後の学びが深められるようにしていました。

**介山** 実習をきっかけにして成長していく学生もいますね。

**池本** 現実を受け止めすぎて疑問や矛盾を感じず、「こうあったらいいのに」、「こうあるべきだ」という理想を描こうとしない学生が多くなっているような気がします。また、複雑な家族関係や家庭環境、厳しい経済的状态などによって、実習に専心できない状況も増えてきているように思います。

## ソーシャルワークと ケアワークの関連性

**池本** さて、現行の社会福祉士養成課程の教育カリキュラムにおいては、講習会を受講した社会福祉士による実習指導、養成校と実習指導者との連携強化、三段階実習モデルや実習プログラミングの導入、巡回・帰校日指導の充実などが図られてきました。その経過の中で、大学教員も実習指導者もより社会福祉士、ソーシャルワーカー、相談援助、ソーシャルワークなどを意識した指導を行うようになってきていると感じています。

これまで大切にしてきた実習教育・指導の視点・方法などをお聞きしてきましたが、そもそもソーシャルワーク、ソーシャルワーカー・社会福祉士の専門性や役割をどのように考えておられますか。あわせて、いまの福祉現場では、どのようなソーシャルワーカー・社会福祉士が求められているのでしょうか。

**介山** これは今の私にとって大きなテーマになっています。このことを実習生にうまく伝えることができていないのです。

特別養護老人ホームでの実習において、「ケアワー

カーはソーシャルワークをしないのですか」と学生に聞かれると、介護職もソーシャルワークをしないわけではないし、ソーシャルワーカーがケアワークを全くしないということもない。私は完全に分離できないと考えていますし、特に生活施設において分離させることは非常に危険性をはらんでいると思います。

例えば、社会資源を使えるように変えていく、そして有効に使う、無ければ作り出していくことがソーシャルワーカーの役割の一つだと思いますが、介護現場の空気感を知らずにその役割を果たすことはできませんし、制度理解も十分にできない。そのことに不安を感じています。

## 「ソーシャル」の意味を 具体的に考えていく

**伊部** 実習後の事後学習では、毎年「ソーシャルワークとは何か」、「ソーシャルワーカーの役割とは何か」についてゼミ全体で話し合います。実習前と違って、学生からは様々な意見が出てきます。そのなかの一つに「権利擁護」があります。子どもの権利はもちろん、職員が働いていくうえでの権利、実習生一人ひとりが学ぶ権利にも気づき、ゼミでは「社会のなかで一人ひとりの権利が守られるために、何が大切なのか、どうすればいいのか」という話し合いに展開したこともあります。

二つ目は「対話」、「話し合い」です。自分の気持ちを伝えられない、相手の気持ちがわからないというときに、それを打開していくのはやはり対話であると。以前、「実習で子どもとは関係をつくれるのに、職員の方との関係がつかれない」という学生がいました。それで、巡回指導の際に職員の方にも同席していただいて、学生自身が気持ちをお伝えしたり、お考えを一緒にうかがったりする機会をもたせていただきました。対話の大切さに気づいた学生は、「自分の気持ちを伝えたり、他者の気持ちを聴いたりすることが実践のスタートであると感じた」と語っています。

三つ目は「社会との関係性」です。実習を行うことで、利用者の方のおかれている状況を、社会との関わり、



社会的な背景のなかで理解していくようになります。学生自身も自分の暮らしが社会制度や社会問題、社会のあり方などと繋がっていることに気づきます。実習で福祉現場に飛び込むことで、「ソーシャルワーク」の「ソーシャル」を、抽象的ではなく具体的に考えていくきっかけになるというか。そのようなことに気づきます。

## ソーシャルワーカーの仕事は 最前線で利用者の 命を守ること

**鳴海** 社会的養護はまさに虐待の最前線の子どもを預かっているの、職員には緊急対応、多職種・機関との連携、地域に根ざした支援などを行う力量が求められます。実習生にはそのような視点でソーシャルワークを学ぶよう指導していますし、可能ならば子どもの命をまもる最前線の場面でも学ばせてほしいと職員に伝えていきます。ソーシャルワーカーの仕事は利用者の命を守ることであり、しっかりと意識してほしいのです。

そのためには、人権と社会正義、権利擁護、自己決定といったソーシャルワークの価値と倫理をしっかり学生にも学んでほしいですし、職員にもソーシャルワーカーとしての自覚を持ってほしい。利用者をどう支援するか、どう受け止めるかは、その価値によって全く違って来るわけですから、ソーシャルワーカーはその価値と倫理、すなわち倫理綱領を必死になって身につけてほしいと思います。





それから、「既存の制度では利用者のニーズが充足できない」と諦めることは簡単です。何らかの形の支援やネットワークで新たにサービスを作りだしてでも、絶対に利用者の命を守る。ソーシャルワーカーが利用者の最善の利益のために奮闘する。これは福祉現場で働くときの絶対的な使命にしてほしいですね。

また、ソーシャルワーカーの仕事は情熱だけではやっていけない。うまくいかないことが続くと燃え尽きてしまいます。情熱のある人でも頑張れるのは10年間ぐらいかな。私も本当に大変だった。そういう意味では、感情労働の中で職員同士が支えあっていけるような職員集団作りが大事だと思います。これがなければソーシャルワーカーとしての健全な支援はできません。職員の自己覚知と、管理職を含めた職員同士の組織的なフォローアップが必要です。これがうまくいっている職員集団は、利用者に対しても優しく丁寧で、的確に情報共有でき、利用者の立場になって考え支援できていると思います。そのようなソーシャルワーカーになってほしいですね。

## 地域の中に 福祉の文化をつくる

**鳴海** 施設や職員が、地域活動に参加していくことが大事です。施設の支援内容を広く地域住民に知ってもらうことで、地域の福祉要求に応える社会資源として活用してもらうことにつながります。池島寮が町内会の一員として活動に参加するようになってから、子

供会の中で施設が非常に大きな力を発揮し、施設で行っていた祭りが地域の祭りになっていきました。「地域の中に福祉の文化をつくる」という思いで、地域の祭りの事務局を施設が担い、職員がコーディネーターとなって、子どもからお年寄りまでが参加できる企画を様々な団体と協力して行いました。他にも、社協とともに高齢者の交流サロンや子育てサークルの運営に参加していて、社協活動の役割を担っています。これは、地域の中で子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる、福祉ニーズを実現するという、まさにソーシャルワークだと思います。

その意味では、施設が地域の中の社会資源として、きちっと様々な福祉関係者や地域住民と繋がっていないと本当のソーシャルワークはできないし、ソーシャルワーカーとしての資質は高まらないと思います。

**伊部** 制度の狭間にある様々な深刻な問題に、ソーシャルワーカーは最前線で携わっていることを、養成する立場の私たち教員がどう学生に伝えていくのか。鳴海先生からとても大事なテーマを投げかけられたと思います。4週間の実習で学んだことが福祉現場の全てではない、水面下では様々な状況や課題があることも含めて、実習後の学びのなかで深めていくことも、ソーシャルワーク教育において大切であることに改めて気づかされます。

## ボランティア等の 多様な経験が大切

**池本** ここまでの皆さんからのお話からも、大学と福祉現場がしっかりと協働しながら、社会福祉士を目指す学生に向き合っていくことの重要性を共有することができました。最後の質問になります。ソーシャルワーカー・社会福祉士を養成していくうえで、大学教育にはどのようなことが求められるとお考えですか。大学教育と福祉実践・福祉現場の連携・協働のあり方についても一言いただけますか。

**介山** 先ほどの話にもありましたが、実習を4週間で完結することは非常に難しいと思います。特に最近の学生は2週間ほどして実習に慣れてくる印象があっ

て、残り2週間でギアをトップまで引き上げることはとてもハードルが高いですね。

佛敎大学でいうと、保育士や精神保健福祉士の実習を経験した学生は、実習への入り方が上手です。一方で、地域福祉フィールドワークやインターンシップを経験していない、ボランティアもほぼ未経験の学生は、福祉現場に慣れるまでに時間がかかるので、本当に実習で学びが深まったのかと不安になります。

私は実習期間がもう少し長くてもいいのではないかと考えています。4週間の実習を終えたあと、振り返りの期間を挟んだうえで、もう一步深めるための10日間程度の実習を行うほうが望ましいのではないかと。もちろん地域福祉フィールドワークやインターンシップ、ボランティアに参加する学生が増えるといいのですが。

## 教員・学生・福祉現場が 結びつく機会づくりが必要

**鳴海** いま言われたように、やはり現場体験できる機会として、フィールドワークやボランティアにはどんどん参加してほしいですね。私が大学生のときはセツメントや施設ボランティアサークルの活動がとても盛んでした。サークル活動をしていなかったら勉強していないような感じでしたね。でも私は友達から生き生きとした活動を聞いたり、全国学生社会保障ゼミナールに参加して学びました。今の学生たちは忙しくて大変なのだろうと思いますが、ぜひ参加してほしいです。ゼミ生で地域福祉フィールドワークや児童館ボランティア、学童保育や福祉関係のアルバイト等に参加している学生は話が通じやすいですね。そこから学んだことを社会的養護に置き換えて考えてみる、といった指導をしています。大学にはこういった活動を重視してほしいと強く思います。

ただ、どんなにボランティア経験などがあっても、実習先の情報をしっかりと収集しておかないと、漠然としていて質問もできない。施設の具体的な実践を教員から聞いたり、あるいは事前オリエンテーションなどで自分からしっかりと尋ねたりして、事前準備することが大事です。

それから、私が大学時代にびわこ学園の映画を見て衝撃を受けたように、また積先生の講演を聞いて進路が大きく変わったように、多くの学生が福祉現場の実態を知ることができる機会を定期的に作る必要があると思います。

もう一つ、全国児童養護問題研究会を関西で開催するときには、人材育成を目標として学生スタッフを多く募集しています。研究会をきっかけに社会的養護に関心を持ち、施設で働くことになった学生が多くいます。また、京都児童福祉施設実習教育連絡協議会で学生たちが発表していますが、これも大きく成長できる機会だと思いますし、教員として学ぶことも多い。学生たちが関わられるような福祉現場や研究者との研究会などを紹介したり、学生を連れて行くなど、福祉現場と大学を結びつけることが必要だと思います。

それから、教員として実習指導者と一緒にやりたいのは、やはり学生が作成した実習計画書と施設の実践内容の突き合わせです。実習計画書を実習指導者がしっかりと理解してくれれば、それに合わせた場面や機会を準備してくれます。実習計画書を実習指導者と一緒に作るという機会が絶対に必要です。

あわせて福祉現場に伝えたいことは、実習指導者だけでなく、全職員が実習生を育てるという立場で、「自分たちの施設の職員になってほしい」、「福祉現場で働く人を育てる」という思いを持って、実習指導し





てほしいということです。実習生が「ここで働きたいな、働きやすいな」、「福祉現場で働きたい」と思えるような福祉現場になるためにも、職員自身が働きやすい職場を作らないといけないと思います。

最後になりますが、実習指導担当の専門職種をきちっと配置してほしいのです。実習期間を長くするか、実習教育の質をもっと上げていくということが言われていますが、かなり忙しい実習指導者がそれを担うことは難しい。ますます質が落ちるし、学生は失望することになります。実習教育を充実させるためにも、実習施設には社会福祉士の実習指導を行う専門職種を置かなければいけないと思います。

## 教育現場と福祉現場が協働して担い手を育てる

**伊部** お二人のお話をお聴きしながら、「人を育てる」ということについて考えていました。社会福祉の担い手を育てることは、人間を支援する人間を育てることなのですね。このことの意味を社会福祉、ソーシャルワーク全体のなかで考えてみると、実習教育というのはとても責任のある重要な位置を占めているのではないかと。実習を通して人を育てる、教育するということの意味をもう一度問い直して、どういう教育を行っていかなければならないのか、さらに考えていきたいと思いました。

また実習先では、実習指導を通して学生を育ててく

だします。「共に育てる」ということが連携なのかなと。例えば、事前オリエンテーションで学生が実習先を訪問する際、事前に私たち教員からも実習指導者に連絡させていただきます。それは単なる依頼ではなく、実習先と教育現場が学生の学びたいことやニーズを共有する機会でもあります。そうしたことのひとつひとつが、その後の実習に生きてくると考えます。あわせて、実習後のふりかえりも福祉現場と共有する機会をもつ工夫をしていきたいと思います。私たち教員も学び、育ち合いたいです。

**池本** 皆さんのお話をお聞きして、やはり大学と福祉現場がしっかりと連携して、車の両輪となって、実習教育や人材養成に取り組む必要性を強く感じました。お互いが連絡を密にして、信頼関係の下で、実習教育の目指すべき方向性を共有しながら取り組む。このことが、より一層大事になっていることが再確認できた座談会だったと思います。

この座談会を掲載する福祉教育開発センタージャーナルの名前は「むすびめ」です。今回語っていただいた内容が、福祉現場と学生、大学を繋ぐ結び目になることを期待しています。皆さん、今日は長時間にわたり本当にありがとうございました。

佛教大学福祉教育開発センタージャーナル

『むすびめ』創刊号

【発行日】2019年3月31日

【発行者】佛教大学福祉教育開発センター

〒603-8301 京都府京都市北区紫野北花ノ坊町 96

TEL : 075-491-2141 (代)